

## 事業事前評価表

技プロ用

国際協力機構タンザニア事務所

### 1. 案件名

国名：タンザニア国

案件名：和名：ASDP 事業実施監理能力強化計画プロジェクトフェーズ2

英名：Project for Capacity Development for the ASDP Monitoring and Evaluation System Phase II

### 2. 事業の背景と必要性

#### (1) 当該国における農業セクターの現状と課題

タンザニア連合共和国(以下、「タンザニア」という。)において、農業セクターは GDP の約 4 分の 1 及び総輸出額の2割程度を占め、人口の8割以上が従事する重要なセクターである。タンザニアは比較的豊富な水資源を有しているが、灌漑面積は灌漑ポテンシャル(2,920 万 ha)の約1%強(2009年:33 万 ha)にとどまっており、現在も天水依存型の自給自足的農業(主要作物:メイズ・コメ)が主流を占め、生産性の低い不安定な農業生産が行われている。

第 3 次貧困削減戦略である「成長と貧困削減のための国家戦略(National Strategy for Growth and Reduction of Poverty II(スワヒリ語で「MKUKUTA II」))」(2010/11 年度から 5 年間)では、経済成長と貧困削減を目標に包括的な取り組みを推進している。その中で農業セクターは、貧困層の所得向上、農村地域での成長促進への潜在力、輸出潜在力の強化等の観点から成長ドライバーの中心であるとともに、包括的、持続的で雇用促進的な成長を通じて所得貧困の削減に貢献するものと位置付けられている。具体的な取り組みとしては、天水依存型農業からの脱却に向けた灌漑開発や農村道路への支援等のインフラ開発、民間セクターの参画を通じた農業の近代化及び商業化(小・中・大規模とも)を重視し、優先課題として、①インフラ整備、②灌漑インフラ整備、③農村金融・普及サービスの強化、④投資促進のためのインセンティブ、⑤知識・知見と情報の共有、⑥加工・付加価値化の推進、⑦農産物の輸出入の促進の7分野を挙げている。これらを通じて、2009 年に 2.7%にとどまった農業セクターの成長率を 2015 年に 6.0%に上げる数値目標を掲げている。

#### (2) 当該国における農業セクターの開発政策と本事業の位置づけ

タンザニアにおいては 1990 年代後半よりセクター全体の開発をドナー間で協調して進めるセクター・ワイド・アプローチ(Sector Wide Approaches: SWAp)の議論が加速化し、2000 年に農業セクターにおいても SWAp 導入の方向性が決定した。そ

の後、2001年に今後の農業セクターの方向性をまとめた「農業セクター開発戦略 (Agricultural Sector Development Strategy: ASDS)」を、2003年に農業セクターリード省庁 (Agricultural Sector Lead Ministries: ASLMs) による ASDS の実施枠組みである「農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Programme: ASDP)」を策定した。さらに、ASDP バスケット・ファンドに係る制度設計、ASDP の実施体制の確立等を行い、タンザニア政府及び日本政府を含む支援ドナーによる ASDP バスケット・ファンド設立に係る MoU 署名 (2006年6月) を経て、2006年7月より ASDP を開始した。

ASDP は、農業の生産性・収益性向上、農家所得の向上の実現に向けて、農家が農業知識や技術、市場制度、インフラなどを活用できるようにすること、また、そのための政策・制度環境を改善することを目指す7年間のプログラム (2006年～2013年) である。その達成に向けて、①農家のキャパシティ向上 (慢性的な食料不足に陥っている人々を含む)、②農家のニーズに合った官民による農業サービス (研究・普及) への転換、③公的なインフラ投資の質・量の両面での改善、④マーケティングの改善、の4つを相互補完的な取り組みの柱としている。

地方分権化の流れに沿い、ASDP バスケット・ファンドの75%は毎年各県 (計133県) が策定する「県農業開発計画 (District Agricultural Development Plan: DADP)」に沿った開発予算に配分され、残りの20%は中央の ASLMs へ、5%は HIV/AIDS、環境などの横断的な事項へ配分されている。

タンザニア政府は、ASDP の効果を的確に把握するために、2006年12月にモニタリング・評価作業部会 (以下、M&E 作業部会) を立ち上げ、ASDP におけるモニタリング・評価の制度枠組みを策定した。JICA は2008年3月から2011年3月まで技術協力プロジェクト「ASDP 事業実施監理能力強化計画プロジェクト」(フェーズ1) を実施し、モロゴロ州・ドドマ州の試行対象 (4県) において村・郡から県、州を経て中央政府に至る農業データの報告制度である「農業データ定期報告制度 (Agricultural Routine Data System: ARDS)」を構築した。本事業は、その成果を踏まえて、ARDS の全国展開を支援するものである。

### (3) 農業セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国は、対タンザニア国別援助計画において「安定的な経済成長と貧困削減の好循環の形成・促進」を上位目標と位置づけ、人口の8割以上の生計を支え成長と貧困削減の両面に深く関わる農業セクターを重点分野の1つとして支援することとしている。JICA は、協力プログラム「農業セクター開発プログラム」を通じてタンザニア国政府による ASDP の効果的な実施と持続性の高い農業セクターの開発を支援しており、本事業は、本協力プログラムに位置付けられるものである。

#### (4) 他の援助機関の対応

ASDP は上述のとおりタンザニア農業セクター開発の「羅針盤」と言えるものである。ASDP バスケット・ファンドへの拠出ドナーは日本(JICA)を含む 5 機関(世銀、アフリカ開発銀行、IFAD、アイルランド、日本)であるが、これらドナーによるバスケット・ファンドの外枠で実施されるプロジェクトベースの事業を含めて、バスケット・ファンドへの拠出を行っていない FAO、EU、USAID 等の農業セクターを支援するドナーを巻き込んで、ドナーが一体となって政府を支援している。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的(協力プログラムにおける位置づけを含む)

本事業は、ASDP のモニタリング・評価制度の枠組みに沿って、ASDP M&E 作業部会による州及び地方自治体への農業データ定期報告制度(ARDS)実施支援体制の向上を通じて、ARDS の運用を全国展開し、収集された農業データの利用及び分析により ASDP のモニタリング・評価の向上を目指すものである。なお、協力プログラム「農業セクター開発プログラム」において ASDP の実施枠組みづくりに対する支援として位置付けられる。

(注) ARDS においては、村から県へは毎月のデータ報告が、県から州を経て中央レベルへは四半期毎にデータ報告が行われる仕組みである。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

タンザニア本土(全 133 県)

#### (3) 本事業の受益者(ターゲットグループ)

ASDP M&E 作業部会

州の担当官(州:約 5 名×21 州)

地方自治体の担当官(県(県農業畜産開発事務所(DALDO)職員):約 5 名×133 県、郡・村レベルの農業普及員(約 6,000 名))

#### (4) 事業スケジュール(協力期間)

2011 年 8 月～2015 年 6 月を予定(計 47 ヶ月)

#### (5) 総事業費(日本側)

5.6 億円

#### (6) 相手国側実施機関

農業・食料保障・協同組合省政策計画局、

ASLMs(農業・食料保障・協同組合省、畜産漁業開発省、産業貿易省、首相府地方自治庁)、

ASDP M&E 作業部会(国家統計局からのメンバーを含む)

#### (7) 投入(インプット)

1) 日本側

①専門家派遣

総括/組織・制度改善、農業統計、モニタリング・評価、行政データ管理、  
研修/業務調整等

②機材供与

オートバイ/自転車、PC/プリンター、モデム等

③カウンターパート研修

農業統計(3名×1ヶ月/各年程度)

④在外事業強化費

国内出張旅費、各種セミナー・ワークショップの開催に係る一部経費等

2)タンザニア国側

①人員の配置

・ASLMs 関係局部長

・ASDP M&E 作業部会メンバー(ASLMs 及び国家統計局の関係職員)

②専門家のための執務スペース:農業省政策計画局内

③ローカルコスト負担

研修実施に必要な政府側職員(中央及び地方レベル)の旅費、燃料費等プロジェクト活動に必要な費用に関し、ASDP バスケット・ファンドから必要な予算を確保する。

(8)環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

①カテゴリ分類:C

②カテゴリ分類の根拠

本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2)ジェンダー・平等推進/平和構築・貧困削減

・ASDPモニタリング・評価の枠組み文書にはASDPの進捗を確認する指標がショートリストとして挙げられており、アウトプット指標の一つに「県政府計画・財政委員会委員に占める女性の割合」が設定されている。本プロジェクトの実施を通じてASDPのモニタリング・評価が整備されることで、農業開発計画の意思決定に関する女性の関与の実態がモニタリング可能となる。

・ショートリストのアウトカム指標に「契約栽培に従事する小規模農民の数」や「農業普及員から助言を受けた小規模農民の割合」が、インパクト指標には「貧困ライン以下の家計数の割合」がそれぞれ設定されている。本プロジェクトの実施を通じてタンザニアの貧困状況が全国規模で正確にモニタリングできるようになれ

ば、中央及び地方の政府が貧困削減により直結した農業開発計画を策定するための指針として活用が期待できる。

3)その他:特になし。

#### (9)関連する援助活動

##### 1)我が国の援助活動

- ・ ASDP の実施枠組みづくりに対する支援として、わが国は ASDP バスケット・ファンドの開始時(2006/07 年度)から一貫してバスケット・ファンドへの資金協力をを行い、ASDP バスケット・ファンド・ステアリング・コミッティ等の場を通じて、他ドナーとともに、タンザニア政府と政策レベルでの協議を行っている。
- ・ また、ASLMs により構成される DADP 計画・実施作業部会の能力強化を通じて、県レベルでの DADP の計画策定・実施管理・報告にかかる制度作りを支援する「よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクト」(技プロ)を実施中である。
- ・ 更に、こうした ASDP の枠組みの下、CARD/NRDS に基づくコメ生産倍増に向けた技術協力として、灌漑開発(施設建設・リハビリ・維持管理)や灌漑農業技術普及(主に灌漑稲作)を支援する技プロ(2 件)を実施中である。

##### 2)他ドナー等の援助活動

- ・ 英国国際開発省(DFID)は世銀などとともに、タンザニア国家統計局が中心となって実施している「タンザニア統計マスタープラン(TSMP)」に支援を行っており、タンザニアの持続可能な統計戦略と枠組みの策定に対する協力を展開している。2011 年 2 月には TSMP のファンドを活用して、モロゴロ州・ドドマ州の全県で ARDS の導入が進められるなど、フェーズ1プロジェクトとの連携が図られた。

## 4. 協力の枠組み

### (1)協力概要

#### 1)上位目標:

ASDP のモニタリング・評価が農業サンプルセンサス、国家パネルサーベイ及び農業データ定期報告制度(ARDS)との相互運用によって向上する。

#### <指標>

各種農業統計間での業務の重複が減少する。

#### 2)プロジェクト目標:

ARDSの改善を通じて全国から収集された農業データを用いてASDPのモニタリング・評価が適切に行われる。

<指標>

1. ASDP 合同実施レビュー(JIR)及び農業セクターレビュー等における ARDS によって収集されたデータの活用状況
2. ARDS を通じたデータ分析結果を活用した DADP 数

3) 成果及び活動

成果 1: ARDS の運用が全国に展開される。

<指標>

1. 育成された(一定の成績を挙げた)指導員の人数
2. 各県から提出された ARDS に対する上位機関からの指摘・修正指示事項の数
3. 全県において期限内に提出される ARDS の数
4. 郡・村の農業普及員のデータ収集方法に関する理解度

【活動】

- 1-1. ARDS の全国展開に係る年間活動計画を作成する。
- 1-2. 州及び地方自治体職員に対し ARDS の導入にかかる啓発活動を行う。
- 1-3. M&E 作業部会による ASLMs 及び州職員に対する指導員研修を行う。
- 1-4. M&E 作業部会、ASLMs 及び州職員による県職員に対する指導員研修を行う。
- 1-5. M&E 作業部会及び州職員の監督の下で、県職員による郡・村レベルの農業普及員に対する ARDS 実施に関する研修を行う。

成果 2: M&E 作業部会による全国の州及び地方自治体への ARDS 実施支援体制が強化される。

<指標>

1. データ分析及び報告に係る(一定の成績を挙げた)研修受講者数
2. 情報伝送システム(LGMD2)、共通報告書フォーマット及びトレーニングガイドに関する利用者の評価

【活動】

- 2-1. ASDP M&E 作業部会の活動を通じて州職員及び地方自治体職員間で ARDS の実施状況を検証し、その成果や課題を共有するためのセミナーを行う。
- 2-2. M&E 作業部会に対しデータ収集手法、データ分析、報告書作成及びフィードバックの仕組みについて研修を行う。
- 2-3. ASDP M&E 作業部会の活動を通じて州職員及び地方自治体職員に対しデータ分析及び報告書作成に係る研修を行う。
- 2-4. ASDP M&E 作業部会の活動を通じて ARDS の実施状況に基づき、地方自治体職員のためのトレーニングガイド、村・郡フォーマット、統合質問票を改善する。
- 2-5. ARDS の実施状況に基づき、情報伝送システム(LGMD2)及びそのマニュアル

を改善する。

- 2-6. ASDP モニタリング・評価枠組み文書を改定する。

成果 3: ARDS 実施に関連する ASDP モニタリング・評価の各種調整が促進される。

<指標>

1. ARDS に関する発表・共有の回数
2. ARDS 関連事項調整に関する会合の数

【活動】

- 3-1. ASLMs 局長委員会や ASDP バスケット・ファンド運営委員会等の ASDP 関連の会合にて、ARDS に関する活動実績や成果を報告する。
- 3-2. 州や地方自治体の行政官に対し ARDS の活動について啓発を行う。
- 3-3. ARDS に関連する業務(農業サンプルセンサス・国家パネルサーベイ等との調整、ARDS 全国展開に係る予算策定業務等)について ASLMs 及び他ドナーと情報共有や調整を行う。
- 3-4. ASDP パフォーマンス報告書の作成、ASDP 合同実施レビュー(JIR)、農業セクターレビュー(ASR)、公共支出レビュー(Public Expenditure Review:PER)の実施等にかかる実施プロセスを支援する。

(注)各指標のベースライン値及び目標値、その詳細な測定方法については、活動開始後、6ヶ月を目処に定める予定。

#### 4)プロジェクト実施上の留意点

- ① 本事業における ARDS の全国展開(成果1)では、一定レベルのデータが全国全県から収集されない限り、国レベルのデータとしては活用できない。また、成果2においては、ARDS のデータ収集を担う地方自治体を育成する M&E 作業部会の能力強化を目指しているが、全国展開に際しては、パイロット県で実施したものと同一方法での肌理の細かい指導は困難になってくるため、より効率的な支援体制・方法を構築していくことが求められる。成果1の達成を目指す中で成果2にかかる活動と連動して、ARDS の運用上の改善とともに収集されるデータの質の向上を同時に図っていくことが重要である。さらに、プロジェクト目標における「モニタリング・評価」とは、単に ARDS の全国展開により全国のデータが収集されることではなく、それらのデータを地方(県)及び中央政府レベルで分析し活用するレベルに達することを目指していること(指標に明示)に留意が必要であり、特に協力期間の後半において関連する活動(成果2関連)に力点を置く必要がある。

- ② 各種農業統計間の調整: 農業統計においては、農業サンプルセンサス(5年毎)、国家パネルサーベイ(隔年で実施)、ARDSの3つが今後も重要な3つの柱となる。その一方で、これら3つの重複やデータ収集方法の違いなどの課題は既に関係者に共有されており、これら3つの相互運用が向上することを上位目標としている。活動の一部には、ARDSの全国展開を進める上で必要となるこれら3つの調整を更に促進することが組み込まれているので、実施に当たっては、M&E作業部会が適時に必要な調整を必要なレベルで行うように留意する必要がある。
- ③ 予算措置・調整: 全国展開に必要な予算については、中央及び地方レベルにおいて、ASDP予算からの予算措置がタイミング良く行われる必要がある。プロジェクト活動予算にて、初期導入にかかるコストを支援する計画であるが、タンザニア側のオーナーシップを高めるため、引き続きASDP予算からの措置を求めていくとともに、DFID等の他ドナーから支援が得られるようにM&E作業部会による調整が必要である。同時に、全国展開のための研修実施方法については、持続性の観点からも、質とコストのバランスを取りながら検討が必要である。
- ④ 農業普及員の不足に対する対応: 全国には約13,000弱の村があり、タンザニア政府は各村に1名の農業普及員(Village Agricultural Extension Officer:VAEO)を配置することを方針としており、直近3年間では毎年約600人程度を増員している。しかし、VAEOは依然として全体の3割程度しか配置されていない状況にある。こうした現状を踏まえて、フェーズ1でも取り組んだように、VAEOが配置されている場合／配置されていない場合(郡レベルの農業普及員が村行政官の支援を得てデータ収集を行うなど)などの想定される各パターンにおける実現可能なデータ収集方法の改善に継続して取り組む必要がある。
- ⑤ データの質の向上: VAEOによるデータ収集のうち特にデータ収集が難しい作物生産については、現状では、天候、生育状況の観察、農家及び集落の農業担当幹部からの聞き取り等の情報を踏まえて、農業普及員としての経験を加味し推定されている。ランダムサンプリング手法の導入、データ収集の統一的な方法による実施などの改善を図りつつあるが、タンザニアの農村の置かれている状況を踏まえて、どの程度のデータの精度をどのように確保していくか、フェーズ2実施を通じて検討が必要である。
- ⑥ データ収集方法の継続的な検討: 現在の報告フォーマットを紙ベースで配布／回収する方法については、紙の配布／提出／受取にかかるコスト、紙を用意するコスト、印刷するコストの負担が地方自治体では少なくない。引き続き、運用の容易



さ、コスト等の総合的な観点から改善策について継続検討していく必要がある。

- ⑦ データ分析: ARDS を通じて収集されたデータは、中央レベルでは全国における農産物の生産状況、生産基盤の整備状況、食料事情などの政策立案・モニタリングにかかる重要な情報として活用されることが期待される。政府とドナーが設定する政策目標の達成指標とも関連するものである。地方自治体においても、県農業開発計画(DADP)の計画立案・効果の把握に活用が期待される。協力期間(4年)の前半は、全国展開に着手する期間と位置づけられ、着手後から後半2年においては、データ収集方法の改善やデータ分析・活用に重点を置いた活動に重きを置く必要がある。
- ⑧ ASDP モニタリング・評価枠組みの柔軟な見直し: ASDP は 2013 年 6 月に終了予定であり、現在 ASDP フェーズ2に係る議論が進みつつあるが、本プロジェクトは ASDP フェーズ 2 の実施を前提に行うものである。また、タンザニアにおいてもアフリカ農業総合開発計画(CAADP)の動きが活発化しており、ASDP フェーズ2への影響もあり得る。したがって、ASDP モニタリング・評価枠組みに関しては、今後も現行枠組みを基本とするものの、上記動向を注視しつつ、柔軟に部分的な見直しの必要性につき検討する必要がある。

## (2) その他インパクト

ASDP の実施状況に対する政府及びドナーの関心は非常に高く、モニタリング・評価の向上を通じて、ASDP の実施が一層促進されることが期待される。

## 5. 前提条件・外部条件 (リスク・コントロール)

### (1) 事業実施のための前提

「ASDP モニタリング・評価枠組み文書」において、ARDS がデータ収集手段の一つとして引き続き位置づけられる。

### (2) 成果達成のための外部条件

- ・カウンターパート及び研修を受けた地方自治体職員(郡・村の農業普及員を含む)が継続的に配置される。
- ・郡・村レベルでデータ収集を担当する人員の配置が促進される。
- ・地方自治体において ARDS 運用に必要な機材が確保される。
- ・LGMD2 が安定して運用される。

### (3) プロジェクト目標達成のための外部条件

- ・ LGMD2 が安定して運用される。

### (4) 上位目標達成のための外部条件

- ・ ASLMs 局長委員会において各種農業統計間の調整が行われる。

## 6. 評価結果

本事業は、タンザニアの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

## 7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

- ・ フェーズ 1 において、農業セクター独自の情報伝送システム(LGMD2)を開発するに際して、関係省庁及びドナーとの間で慎重な検討が行われた。これによって、当初予定よりも活動計画に遅延が生じたものの、関係者による合意形成として不可欠なプロセスであった。タンザニア農業セクターにおいては、ASDP の枠組みに沿った進め方が求められており、時間を掛けつつも、必要な調整プロセスを踏むことでその後の実施を一層促進することが出来る。
- ・ 同じくフェーズ1において開発した情報伝送システム(LGMD2)では、既存のシステムである LGMD をベースとしながら、タンザニアの民間の情報システム関連会社を活用して、M&E 作業部会が進めるシステム開発を支援した。現地業者を相手にした開発は非常に時間を要する地道な作業であるが、協力終了後のシステムの維持管理、更なる開発への対応力の養成等の観点から、こうしたシステム構築の技術的なベースを現地業者が担うことは重要である。
- ・ 同じくフェーズ1において、関係省庁及び関係ドナーと情報共有し ARDS のパイロット活動を進めた結果、「タンザニア統計マスタープラン(TSMP)」に財政支援をしている英国国際開発省(DFID)からタンザニア国家統計局を介して追加資金を得て、対象2州におけるパイロット県以外の全県での ARDS の展開に着手することが可能となった。関係部局及びドナーとの情報共有、調整を通じて、リソースの多様化、最大化を図ることが重要である。

## 8. 今後の評価計画

### (1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1)のとおり。

(2) 今後の評価計画

事業中間時点	中間レビュー
事業終了 6ヶ月前	終了時評価
事業終了 3年後	事後評価

以上